

建設工事、委託業務等における下請負に関する南富良野町の方針

国等においては、同一の工事に係る入札に参加した者同士（以下「相指名業者」という。）での下請負については「望ましくない下請負関係」としてしています。

その理由としては、

①同じ入札に参加した業者の中で、落札者を除く他の業者は、厳正な競争を行った結果、自身が提示した価格より低い価格では受注が不可能であるとして入札に臨んでいると思われ、特に本町では予定価格の事前公表を行っており、さらに郵便による入札制度を導入し入札回数は1回に限られており、入札に際しては厳正な競争が行われている以上、各業者は自社で受注可能なギリギリの価格を提示しているはずですが、たとえ当該工事等の一部に限定して下請負をすとしても、下請負である以上、自身が入札に際して見積もった金額より低い金額で当該下請負部分を受注することになり、社会通念上不自然な現象であると言わざるを得ません。

②相指名業者間での下請負を認めることにより、入札前に下請負をさせることを約束して、或いは下請負することを約束させて、特定の業者が受注し、或いは特定の業者に受注させる等の業者間における不穏な動きが生じる可能性が高いことにより、入札談合等に直結することになりかねません。

以上、公正かつ公平な競争による受注者決定を目指す発注機関としては、建設工事に限らず業務委託についても相指名業者間における下請負を禁止とします。